

6月請求分から 「上下水道料金」が変わります

4月1日から消費税率が8%に変更されるに伴い、上下水道料金などに含まれる消費税額相当分も、4月以降の使用分（6月検針・6月請求分）から税率8%

を適用した金額になります。

なお、水道加入金と水道工事負担金は、4月1日請求分から税率8%を適用します。

税率適用前と適用後の料金の例

●水道料金●

一般家庭で多く使用されている口径13mmのメーターを使用し、1カ月に20m³の水道水を使用した場合

【平成26年5月請求分までの税率5%の場合】

- ▶基本料金(8m³まで) 1,200円
- ▶超過料金(8m³を超え20m³まで) 160円/m³当り
(1,200円+160円×12m³) = 3,120円
3,120円×1.05 = 3,276円
- メーター使用料(口径13mm) 80円×1.05 = 84円

合計 **3,360円**

【平成26年6月請求分以降の税率8%の場合】

- ▶基本料金(8m³まで) 1,200円
- ▶超過料金(8m³を超え20m³まで) 160円/m³当り
(1,200円+160円×12m³) = 3,120円
3,120円×1.08 = 3,369円
- ▶メーター使用料(口径13mm)80円×1.08 = 86円
- ※1円未満の端数金額は切り捨て

合計 **3,455円**

●下水道料金●

水道水のみを使用する世帯で、1カ月に20m³を使用した場合

【平成26年5月請求分までの税率5%の場合】

- ▶基本料金(8m³まで) 1,200円
- ▶超過料金(8m³を超え20m³まで) 170円/m³当り
(1,200円+170円×12m³) = 3,240円
3,240円×1.05 = 3,402円

3,402円

【平成26年6月請求分以降の税率8%の場合】

- ▶基本料金(8m³まで) 1,200円
- ▶超過料金(8m³を超え20m³まで) 170円/m³当り
(1,200円+170円×12m³) = 3,240円
3,240円×1.08 = 3,499円
- ※1円未満の端数金額は切り捨て

3,499円

※水道水以外の水(井戸水など)を使用している場合は、世帯人数に応じて認定した水量などにより計算します。

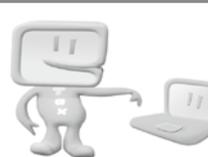
西城市民病院事業に関する 使用料と手数料も変わります

西城市民病院では、特別室などの使用料や診断書などの交付等手数料の一部が、4月1日から税率8%適用となりますので、ご注意ください。

※詳しくは、それぞれの担当課へ問い合わせください。

●問い合わせ

水道課業務係 ☎0824-73-1197
下水道課管理係 ☎0824-73-1175
西城市民病院 ☎0824-82-2611



e-Taxで 確定申告

申告と納税は期限内に!

所得税および復興特別所得税・贈与税 3月17日(月)	消費税および地方消費税 (個人事業者) 3月31日(月)
納税には安心・便利な口座振替をご利用ください【振替日】	
所得税および復興特別所得税 4月22日(火)	消費税および地方消費税 4月24日(木)

詳しい情報はe-Taxホームページへ
イータックスで **検索**